資料３

# ○久喜市審議会等の会議の公開に関する条例

平成２２年３月２３日

条例第２６号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営及び市民の市政への参加をより一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の実現を推進することを目的とする。

（対象とする会議）

第２条　この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知識等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

（会議の公開の原則）

第３条　審議会等の会議は、これを公開する。

（不服申立て等に係る会議の非公開）

第４条　前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、審議会等は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、口頭審理等（審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。）を公開することができる。

（１）　不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。

（２）　あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

（非公開とすることができる会議）

第５条　第３条及び前条ただし書の規定にかかわらず、審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（１）　法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている事項

（２）　個人に関する事項（事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。）であって、当該事項に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア　法令その他の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事項

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項

ウ　当該個人が公務員（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該事項がその職務の遂行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって、公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

（３）　法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、

公にすることが必要であると認められる事項を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該事項の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（４）　市及び国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（５）　市又は国等が行う事務事業に関する事項であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

（６）　公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある事項

（会議開催の事前公表）

第６条　実施機関は、審議会等を開催するに当たっては、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

（１）　会議の名称

（２）　開催の日時及び場所

（３）　会議の議題

（４）　会議の全部又は一部を非公開とする場合の措置とその理由等

（５）　傍聴の定員（会議を全部非公開とする場合は不要）

（６）　傍聴手続（会議を全部非公開とする場合は不要）

（７）　問い合わせ先

２　前項の公表は、当該会議の開催日の１週間前までに行うよう努めるものとする。

（会議の傍聴）

第７条　何人も、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

（会議資料の配布又は閲覧）

第８条　審議会等の会議が公開されるときは、傍聴する者に会議資料（久喜市情報公開条例（平成２２年久喜市条例第１２号）第７条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を配布し、又は閲覧させなければならない。

（会議録の作成）

第９条　実施機関は、審議会等の会議について、会議録を作成しなければならない。

（会議録の写しの閲覧）

第１０条　実施機関は、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを閲覧に

供しなければならない。

（運営状況の報告及び公表）

第１１条　実施機関は、毎年１回、この条例の運営状況について公表しなければならない。

（特別の定めがある場合の取扱い）

第１２条　審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附　則

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。